

2026 年 10 月 21 日

生徒・保護者 各位

事務室 教務担当

就学支援金新制度対象外となる生徒への支援制度について

就学支援金新制度(2026 年度～)の対象外となった**外国籍**の生徒について、要件を満たす場合は、経過措置として旧制度と同等の水準の授業料支援の対象となります。

申請を希望される方は、次の資料を高等学校 HP よりダウンロードし、**10 月 30 日(金)までに高等学校事務室 教務担当 ③カウンターまで書類を提出**ください(生徒証持参のこと)。

ダウンロード資料一覧

- No.1 就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援(文科省リーフレット)(日本語・英語版)
- No.2 提出書類判定チャート
- No.3 申請書様式_高校生等・新修学支援金様式1
- No.4 申請書様式_高等学校等就学支援金・旧制度様式1

提出書類一覧

令和 8 年 4 月以降入学の生徒

- ☐申請書様式_高校生等・新修学支援金様式1(令和 8 年 4 月～6 月分申請)
- ☐申請書様式_高校生等・新修学支援金様式1(令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月分申請)
- ☐住民票の写し(原本)
- ☐在留カードの写し(コピー)
- ☐課税証明書等(原本)

令和 8 年 3 月 31 日以前から在籍する生徒

- ☐申請書様式_高校生等・新修学支援金様式1 もしくは 申請書様式_高等学校等就学支援金・旧制度様式1
(令和 8 年 4 月～6 月分申請)
- ☐申請書様式_高校生等・新修学支援金様式1 もしくは 申請書様式_高等学校等就学支援金・旧制度様式1
(令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月分申請)
- ☐住民票の写し(原本)
- ☐在留カードの写し(コピー)
- ☐課税証明書等(原本) ※提出書類判定チャートを参照のこと

資料ダウンロードページ:学校 HP TOP > 学費/奨学金 > 就学支援金新制度対象外となる生徒への支援制度(経過措置)について

お問い合わせは、次のアドレスにご連絡ください。

【scholarship@hs.keio.ac.jp】

以上